

Title	〔商法八三〕 手形に文字によって記載された金額と算用数字によって記載された金額とが異なる場合の手形金額 (東京地裁昭和四〇年六月三〇日判決)
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.6 (1969. 6) ,p.93- 97
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690615-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 八三〕 手形に文字によつて記載された金額と算用数字によつて記載された金額とが異なる場合の
記載された金額とが異なる場合の手形金額

（東京地裁昭四〇（ワ）第三〇六〇号
昭和四〇・六・三〇判決・約束手形金請求事件）
下級民集一六卷六号一七五頁

【判示事項】

手形に文字によつて記載された金額と算用数字によつて記載された金額とが異なる場合に、手形法六条の規定にかかわらず、後者を手形金額と認めた事例

【参照条文】

手形法第六条

【事実】

昭和三八年一月三〇日頃、YはAから一〇〇万円を、月六分の利息で、弁済期の定めなく借りたので、毎月六万円ずつの利息を昭和三九年九月三〇日まで支払っていたが、同日、更に同人から五〇万円を、これも弁済期の定めなく借り受け、先の借入金との合計金一五〇万円のその後の利息を月四分と定めた。そして、金額一五〇円、支払地振出地共に東京都新宿区、振出日昭和三九年九月三〇

日、満期と受取人を白地の約束手形一通をAに交付した。Aは、この手形を引渡によつてその子のXに譲渡し、Xは右手形の受取人欄にXの名を補充して更に裏書したが、結局この手形は支払拒絶となり、Xが現にその所持人である。

そこでXが、この手形の振出人たるYに対して約束手形金を請求しているのが本件である。

原告Xは、本件手形には、手形金額として一五〇円と記載してあるが、その下欄には数字で一五〇万円の記載があるから、文字で記載した金額一五〇円は、一五〇万円の明らかな誤記であるとして、Yに対し、右手形金一五〇万円とこれに対する遅延損害金の支払を請求している。

これに対して被告Yの方は、本件手形は、YがAから借り受けた借金の借用証として、約束手形の用紙に満期と受取人を白地として

訴外Aに交付したものであるから、被告Yには手形振出の意思はない。また、訴外Aは、本訴提起後もYに対して「元金は後でもよいが利息と弁護士費用として二〇万円程度支払えば民事も刑事も訴を取下げて和解してやる。その後は利息を支払えば元金は昭和四〇年五月一日まで待つてやるが、それ以上は待てない。差押えし、競売してやる」などと強要していたし、しかも原告XはAの子で、まだ二七歳の青年であることなどからみると、原告XがAから右手形を譲り受けたものとは考えられない。

また、右手形の金額は、文字で一五〇円と記載され、数字で一五〇万円の趣旨の記載がなされているから、手形法の規定に従い、文字で記載された一五〇円が手形金額とすべきである。

仮りに、被告Yが右手形を振出し、原告Xがこの手形の正当な所持人であるとしても、被告Yは、前記借金の弁済として昭和三八年一月一日から昭和三九年九月三〇日までの一〇ヶ月分の利息を月六分の割合により合計六〇万円を(元金一〇〇万円につき)、昭和三九年一月〇月から同年十二月までの三ヶ月分の利息を月四分の割合により合計一八万円(元金一五〇万円につき)を、訴外Aに支払つており、これは、利息制限法の制限を超過するから、その超過分の利息は元本の弁済に充当され、その限度で右手形の原因関係の債務は消滅した。しかして原告Xは訴外Aの子であり、右の事情を知悉して、悪意でこの手形を取得したのであるから、被告Yは右の事由を原告Xに対抗しえるものであると抗弁した。

【判旨】原告勝訴。

本件約束手形振出行為の成否については、証拠により本件手形は、被告Yが満期と受取人を白地としたほか全ての手形要件を記載してAに交付し、Aは、これを更にXに譲渡し、Xがそれに満期と受取人を記載して裏書したものであることを認め、右事実からすれば、被告Yは、一見して白地手形であることの明らかな外観の手形を作成してこれを他人に交付したのであるから、このような場合は内心の意思はともかくとして表示されたところに従い手形の振出行為が成立したものである。被告Yは右手形は借用証代りに作成してAに交付したものであるとして右手形の振出行為の成立を争っているが、このような事情は心裡留保ないしは虚偽表示の問題たるに止まり、手形の振出行為の成立を否定することができないし、Y主張のような事情を認めるに足りる証拠もないから、心裡留保ないしは虚偽表示の点もこれを認めることはできない。原告Xは、訴外Aから右手形を引渡により譲り受け、満期と受取人を補充記載し、原告Xが現にこれを所持しているから、原告Xは、右手形の正当な所持人である。そしてそのことは、原告Xと訴外Aとが親子であることによつては、その認定を動かすことはできないとされている。

次にこの手形金額については、右手形の金額が文字で一五〇円と記載され、その下段に数字で一五〇万円の趣旨の記載がなされているような場合に、いずれの金額を手形金額とするかについては手形法第六条第一項、第七七条第二項に文字で記載した金額を手形金額とする旨を規定するところであるけれども、本件の場合においては

文字および数字で記載した双方の金額を対比すれば一見して文字でした金額の記載が誤記であり、数字で記載した金額が振出人の意欲した手形金額であることが明瞭に推察されるのであるから、このように手形の外観解釈だけからしても直ちに文字で記載した金額が誤りであり、数字で記載した金額が振出人の意欲した金額であることが明白である場合には手形法の右規定にかかわらず数字で記載した金額を手形金額とすべきものと解するのが相当である。

被告Yが利息制限法の制限超過の利息を支払ったとの点、および原告Xが悪意の手形取得者であるとの点については、いずれも立証がないから被告Yの抗弁は採用できないとしている。

【評釈】

本件に関する中心問題は、手形金額を、文字および数字をもつて記載し、しかもその金額に差異のある場合に、いずれの金額を手形金額とすべきかということである。

法は、手形金額が文字および数字をもつて記載された場合において、その金額に差異があるときは、文字をもつて記載した金額を手形金額とする旨規定している（手形法六条一項、同七七条二項）。それにもかかわらず、判旨は、本件の場合には、文字および数字で記載した双方の金額を対比すれば一見して文字でした金額の記載が誤記であり、数字で記載した金額が振出人の意欲した手形金額であることが明瞭に推察されるから、このように手形の外観解釈だけからして直ちに文字で記載した金額が誤りであり、数字で記載した金額が振出人の意欲した金額であることが明白である場合には手形法の右

規定にかかわらず数字で記載した金額を手形金額とすべきものと解するのが相当であるとしている。

そこで、問題なのは、手形金額が数ヶ所に、しかも金額を異にして文字と数字で記載されている場合であつても、手形外観解釈上、数字で記載した金額が振出人の意欲した金額であることが明白である場合には、かかる手形法の規定が存在するにかかわらず、数字で記載した金額を手形金額とすべきであるのかという点、また、手形外観解釈上数字で記載した金額が振出人の意欲した金額であることが明白である場合とは、具体的にいかなる場合を指すのかという点である。そしてこのことは、手形法六条がいかなる場合を予定して立法されているのかという、本条の立法主旨、ないしはその適用の範囲との関連で考えなければならない。

そもそも手形法七七条二項が準用する手形法六条は、旧商法四四六条が、手形金額は手形の主たる部分に定めた金額をもつて定めると規定していたものが、その表現を変えて本条にとり入れられたものである。そして、それは、手形金額が手形の必要的記載事項であるから、その記載を欠き、あるいは一定性を欠くときはその手形が無効となるが（手形法一条一号）、実際上は、手形の変造を防止する意味から、あるいはまた、手形金額の確実を期する意味から、数ヶ所に、文字と数字で手形金額を記載する場合が多く、また、その際に誤記によつて両金額間に差異を生ずるに至つた場合、手形金額の一定性を害するとして手形が無効になるのを防ぐために設けられた規定である。すなわち本条は、かかる場合の手形金額の一定方法を

規定した一つの解釈規定であり、法はこの規定によつてこの種の解釈上の疑問を一掃しようとしていると解することができる。

しかし本条は、手形金額について、同一種類の通貨による数々の記載金額に差がある場合に関してのみの規定であるから、異なつた種類による金額表示には適用がない(通説)。

そこで手形法六条の内容をみると、手形に記載した金額が文字によるものと数字によるものがあり、しかもその金額に差異がある場合は、本条により、文字による金額が手形金額となる。従つてそれが手形金額として記載されているかぎり、記載された手形上の場所や、記載された度数の多寡は問はず適用されることになる。この場合に数字による金額ではなく、文字による金額が手形金額となるのは、文字によつて金額を記載するときは数字による場合よりもより慎重で、文字による記載をより重視することが社会通念であるからである(小切手法三〇〇形法)。

手形法六条の趣旨を以上のように解すると、本件の場合も、同一種類の通貨を、文字と数字によつて記載し、しかもその金額が異なる場合であるから、この場合に特に本条の適用を除外する理由はないと考える。

しかし本判旨によると、本件の場合においては、文字および数字で記載した双方の金額を対比すれば、一見して文字でした金額の記載が誤記であり、数字で記載した金額が振出人の意欲した手形金額であることが明瞭に推察されるから、このように手形の外觀解釈だけからしても、直ちに文字で記載した金額が誤りであり、数字で記

載した金額が振出人の意欲した金額であることが明白である場合には、手形法の右規定にかかわらず数字で記載した金額を手形金額とすべきものと解するのが相当であると述べているが、その文字と数字の両金額が共に手形金額として記載されておりながら、一見して手形外觀解釈の原則から、数字の金額が手形金額だと認められる場合とは、いかなる場合なのであろうか。手形行為は、手形上の記載をもつて意思表示の内容とする法律行為であり、また、手形が不特定多数人の間を流通して法律関係を生ぜしめるものであるから、手形行為の解釈は、専ら手形の文言にもとづいてなすべきで、手形上に表われない事情から当事者の意思を推知することはできない。これはいわゆる手形外觀解釈の原則である。しかしながら手形の文言そのものの解釈は、文字の末に拘泥して、いたずらに形式主義に墮し、手形故に特に厳格に解釈すべき理由はなく、信義誠実の要求するところに従つてなすべきである。従つて例えば誤字、脱字などがあつても、その意味が明らかでない限りそれを問題とすべきでないことはいうまでもない。そこで本件の場合も、文字で記載された金額が誤字であることが手形面上明らかならば、手形法六条を適用する以前に、手形外觀解釈上、文字で記載された金額は問題とすべきではない。しかし、問題なのは、この場合に、なぜ文字で記載された金額が誤字であるといえるのかその根拠である。その点が判旨に表われていないので明らかでないが、仮にその判断が、文字で記載されている金額が一五〇円で少額であるのに対し、数字で記載してある金額が一五〇万円で多額であるというだけの理由であるとすれば不

当である。それは、かかる場合の解釈規定として「疑わしきは被告の有利に」としている立法例も多く(この点については、本問「葉師寺」新手中、形法註釈」法学志林九五頁に「くわしい」)、わが国の手形においても、割賦販売などのケースで、一五〇円という額の手形振出がないとはいえないからである。してみれば、他の理由から、「一見して文字でした金額の記載が誤記であり、算用数字で記載した金額が振出人の意欲した手形金額であることが明瞭に推察される」なら格別、そうでなければ、この故に手形法六条の適用を排除する意味はないように思われる。従つてこの点に関する判旨の見解には反対である。

なお、この判決については、田中誠二博士が「これは、手形行為の合理的解釈として正当と考える」として賛意を表されておられる(田中、手形法小切手、(法評論)上三三六頁)、そこでもその根拠が示されていないのは、甚

〔労働法 五九〕 自社新聞不買運動の合法性

だ残念である。

以上述べた理由から、私は本判旨の中心部分の見解については反対であるが、しかし本件手形の振出行為の成否については、証拠によりYが手形を作成してAに交付したことを認定し、振出行為を認めているので、この点は正当だと考える。

また、Yがすでに利息制限法による制限超過利息を支払つたの点についても、またXが正当の所持人でないとか、あるいは悪意の取得者であるという点についても、もつと被告Yより立証されていればYに有利であつたろうと思われるが、立証がなされなかつた段階での当判決としては正当であるうと考えるので、本判旨の中心部分以外の点では判旨に賛成である。

(米津 昭子)

福井新聞社事件
福井地裁昭和四一年(三)第二六九号
昭和四三年五月一日判決
労働経済判例速報六六〇・六六一合併号

【事実】 申請人ら(二名)は、被申請人株式会社福井新聞社(以下会社社という)の従業員であり、右会社社の従業員で組織されている

福井新聞労働組合(以下組合という)の執行委員長ならびに執行委員兼婦人対策部長であつた。